

「それを捨てるなんてとんでもない！」

屋敷 二郎（一橋大学）

国立大学法人の第3期中期目標・中期計画（2016～21年度）において、人文社会科学系および教員養成系の学部・大学院について「組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう」求められたことは、多くの会員が記憶しておられるだろう。

さしあたり幸いにして、というべきか、この要請を受ける形で人文社会系の学部・大学院の大規模な整理に踏み切った国立大学法人はなかった。マスメディアも、文部科学省の要請に対して、反対とまでいかなくとも懸念を表明することが多かった。また、この要請への支持を表明した人も、人文社会科学系は私立大学に任せて国立は自然科学系・医学系に資源を集中すべきだ、という「選択と集中」の論理を展開していたように思う。

さて 2022 年度に始まった第4期では、いわゆる国立文系不要論は鳴りを潜めている。それでは人文社会科学系の危機は去ったのかというと、私はそうではないと思う。第4期に入って、文部科学省は繰り返し「文理融合」「文理共創」を謳うようになった（なお、この方向性そのものは第3期の間にすでに打ち出されていた）。ここでいう「融合」「共創」が、人文社会科学と自然科学が互いに知見を出し合い、長所を活かし合って、単独では生み出せないものを創り出す営みを指すなら

ば、たいへん結構なことであろう。しかし、実際に「融合」「共創」が意味するものは、自然科学の発展に貢献しやすい形に人文社会科学が変わること、そして主役である自然科学を人文社会科学が脇役として支えることに他ならない。

そして、この文理融合・文理共創の要請は、国立大学法人だけでなく、私立大学にも向けられている。すなわち、かつての「選択と集中」ではなく、国立私立を問わない「文系の理系化」こそが現在のトレンドなのである。ビッグデータ活用から生成系 AI の登場まで、近年発展がめざましいデータサイエンス分野は、文理融合・文理共創の象徴である。おもに人文社会科学系の研究者で構成されている法文化学会の理事長としては、このような傾向（とくにそれが行き過ぎること）にそれなりの危惧を抱かざるをえない。

とはいえ、こんな風にも思う。

18 世紀ドイツの哲学者カントは「啓蒙とは何か」において、理性の公的使用と私的使用を区別した。世界市民として理性を「公的に」使用することは、自由でなければならない。論文であれ SNS であれ、世界に向けて自身の学問的成果や思想などを発するとき、人は自由であるべきだ。しかし、官僚や兵士として理性を「私的に」使用するとき、自由は抑圧されても全く問題ない。そこでは組織

人として求められる役割を果たしているだけのことで、思想の自由、世界市民としての自由は何ら抑圧されていないのだ。

法文化学会会員の多くは大学の教員、すなわち組織人である。大学院生である会員も、多くは大学の教員、すなわち組織人になることを目指している。組織人が組織の論理で働くことは当然であり、組織に属して給料を受け取っておきながら、それぞれの組織の論理を無視するのは、それはそれで問題であろう。どこの話とは言わないが、昔のことを思い出すと、旧態依然とした学界の大御所らしき面々が、学問の伝統だの体系だの何だのといった意味不明の論理を振りかざして、その枠組みに収まらない研究を否定することがよくあった。正直、給料をくれないぶん、文部科学省よりもたちが悪かったと思う。そう考えると、奉仕する対象がイミフの大御所から、データサイエンティストに代わっただけのことなのかもしれない。だとすれば、企業であれ理系であれ、ご奉仕に対していくらかでもお金を分けてくれるなら、むしろ昔よりマシになったとすらいえる。

しょせん、組織人としてのふるまいはかりそめの姿、ただのアバターである。幻惑耐性 100% 必須のコンテンツに耐性なしで挑んでおきながら、物理ダメージが通らないと運営に文句を言う奴が

いたら「バカなの？」と思う。もしデータサイエンスだの英文業績だのを至上とする風潮が所属する組織でまかり通っているとすれば、それはそういうゲームのルールなのである。適応して昇任・昇給するもよし、嫌ならごちゃごちゃ文句を言ってないで、さっさとリセットボタンを押すなりアンインストールするなりすれば良いだけの話である。

研究者としての私たちは、それぞれの学問的信念にしたがって、いつでも世界市民として研究し、成果を世界に発信することができる。研究者としての私たちは、文部科学省だの所属大学だの、~~ましてや学会の大御所だのといった輩から聞こえてくるくだらない雑音~~に耳を貸す必要などない(たまたま意見が一致するときに、あまのじゃくな態度を取る必要もないが)。アバターとしての属性は、嫌になったらいつでも捨てれば良い。しかし、研究者としての信念だけは、たとえ恩師や恩師の恩師から懇々と説かれたとしても、まして文部…(以下略)、決して捨ててはいけぬ。私たちは、あるべき学問の姿を誰にもよらず自分だけで決定し、理想を追い求める自由を有している。

そう、人生はロールプレイング。世界市民として、研究者として、私たちは一人ひとりがみな物語の主人公なのだ。

法文化学会第 24 回研究大会を終えて

法文化学会第 24 回研究大会は、2023 年 2 月 4 日、開催校中央大学を発信基地としたオンラインでの開催となった。

まずは自由報告として、一橋大学大学院学生の中谷昌大氏に「18 世紀ドイツにおける軍法学者ケーニヒスベルク大学の状況を中心に―」というテーマで報告をいただいた。

その後、「海の法文化と陸の法文化」というタイ

森 光 (中央大学)

トルの下での企画をおこなった。この企画は、神戸大学の中田達也氏と中央大学の森光が共同でコーディネーターをつとめるものである。通例、法文化は、陸の視点から構築されているといえるが、この企画では、法文化をあえて海からという視点でもって考えることを試みた。果たして陸の法文化と対置されるような海の法文化というもの語ることはできるのか、陸の法文化とは異なる

海の法文化が存在するのか、こうした共通の間を掲げ、大阪公立大学の久末弥生先生の基調講演「海洋災害と文化財保護法制」を3部構成で計9名の報告をいただいた。

第1部「陸」と「海」の文化遺産の相剋」では、海中考古学者石原渉氏の「海洋における文化財保護法と水中文化遺産の保護についての提言」、神戸大学の中田達也氏の「サンホセ号発見をめぐる積荷などに関する国際協定—コロンビアとスペインの二国間協定の着眼点と実効性」、中国温州大学の白亜寧氏の「中国の「改正水下文物保護管理条例」と日本への示唆」、文教大学の久保庭慧氏の「世界遺産と水中文化遺産両者の規範的相互関係を中心に」の3つの報告を行った。

第2部「海洋管理における地域伝統と西洋法観念との相剋」では、獨協大学の玉井昇氏の「ニュージーランドの海洋管理におけるマオリ慣習的

概念の導入と課題『カイトィアキタン ガ(kaitiakitanga)』の解釈をめぐる変遷を中心に」、姫路獨協大学の吉原司氏の「漁業資源管理における国際的ガイドラインと太平洋島嶼国における伝統的管理制度の相 克・調和—パラオにおける漁業資源管理を素材として—」の2つの報告を行った。

第3部「国際的海洋管理の最前線」では、笹川平和財団海洋政策研究所の藤井麻衣氏の「国連気候変動枠組条約における海洋—主流化に向けた動き—」、中央大学の青木望美氏の「30 by 30」目標に向けた日本の海洋生物多様性の保護・保全制度における課題」の2つの報告を行った。

この企画では、海という観点から、大きく投網を投げるような形で広範囲な検討を行ったといえる。本企画の内容については、法文化叢書にまとめ2023年中の出版を予定している。

法文化学会第25回研究大会について ——革命と戦争——

坂井 大輔（千葉大学）

2022年2月24日、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を開始した。以後、刻々と変化し続けるこの戦争の状況について、我々は無関心ではいられなくなっている。「力による一方的な現状変更」が非難の対象となりうる現在において、なぜこのような事態が生じたのか。それを検討できるようになるためにはそれなりの時間の経過が必要になるだろう。

過去を振り返れば、体制の劇的な転換を人類は何度も経験している。それは武力行使を伴うこともあれば、そうでないこともある。また、そのような体制変換を「革命」と呼ぶか否かについても、定まった基準があるわけではない。

そこで、今年度の研究大会では、「革命と戦争」についての過去の事例を検討することを試みたいと考える。様々な分野の研究者が集う法文化学会という場において、「革命と戦争」についての多面的な検討がなされることを期待したい。

このテーマに関心をもちご報告を希望される会員の方がおられましたら是非、ご連絡ください。また、自由報告も予定しておりますので、大会テーマ以外の題目を希望される方も歓迎いたします。開催日程は以下の通りです。報告のご希望については8月25日までに事務局(d.sakai@chiba-u.jp)宛にご連絡ください。今回は2014年(北陸大学)以来の地方開催となります。多くの皆様のご来場をお待ちして

おります。

- ・日程: 2023 年 10 月 21 日(土)～10 月 22 日(日)
- ・開催方式: 対面開催
- ・会場: 松山大学(愛媛県松山市文京町 4-2)

※来場できない会員のために、報告の模様を動画で配信することを検討しております。詳細につきましては、後日お送りする研究大会開催案内をご参照ください。

中野雅紀理事のご逝去について

森 光 (中央大学)

2022 年 10 月、茨城大学の関係者経由で、中野雅紀先生の逝去を受けた。全く予想だにしていなかったことであり、メールを読んでもにわかには信じられませんでした。

中野雅紀先生は、昭和 38 年(1963 年)に東京で誕生され、その後、大阪で幼少期・青年期をすごされ、昭和 58 年に中央大学法学部に進学。御卒業後同大学大学院に進学し、憲法学者川添利幸教授(1925-2022)に師事されました。平成 10 年より茨城大学教育学部助教授に就任されております。その在職中、京都大学大学本法学研究科博士後期課程に入学し、博士号を取得されています(以上、中野先生御作成のホームページ「独逸国法学研究教室」を参照しました)。

中野先生の研究は、修士課程以来、一貫してドイツ国法学の基本権論を中心においています。京都大学に提出された博士論文は「基本権価値・原理の衝突とその規範分析—基本権構造論の諸問題—」と題しています。基本権に関する論稿は相当な点数に及んでおり、おそらく研究をまとめようという段階に入っていたのではと思われるのですが、その実現が適わなかったことは誠に残念なことであります。

中野先生は、日本公法学会はもちろんのこと、法哲学系、ドイツ法系、歴史系のさまざまな学会に所属されて幅広い研究活動を展開されました。法文化学会に入られたのもそうした活動の一環だと思われます。法文化学会では、叢書『法における垂直関係と、水平関係』の編者もおつとめになりました。先生は、学会の質疑応答や懇親会の場で、自由な切り口から飄々と議論をされていました。まだご逝去についての現実感がなく次の研究大会にひょっこり現れるのでは、そんな気持ちでいるところであります。

享年 59 歳。あまりにも早すぎる、唐突な別れでした。先生のご冥福をお祈りつつこの一文を書かせていただきました。

事務局からのお知らせ

2022 年度会計報告

2022 年度の会計(2022 年 4 月 1 日～2023 年 3 月 31 日)は、監事の先生方に以下に掲げる内容で監査をいただきました。

2022 年度 収支

総収入	807,622
総支出	20,257
次年度繰越金	787,365

2022 年度 収入内訳

年会費	600,000
前年度繰越金	207,622
大会収入	-
計	807,622

2022 年度 支出内訳

郵送費	18,624
文具代	1,633
出版経費	-
大会費用	-
振替手数料	-
計	20,257

年会費納入のお願い

学会員各位におかれましては、2023 年度(2023 年 4 月 1 日～2024 年 3 月 31 日)の会費(5,000 円)の納入をお願いいたします。

なお、本学会の年会費 5,000 円には、機関誌である叢書『法文化—歴史・比較・情報』の割引購読料 3,000 円が含まれております。ご不明の点がありましたら事務局までご照会下さい(なお、入れ違いで納入いただいている場合もあろうかと存じます。その際は、不手際をご海容下さい)。

郵便振替口座番号:00130-4-659540

口座名義:法文化学会

* 年会費納入に関するご注意

学会会計処理上、滞納額のある学会員が会費を納入された場合、まず滞納分に充当されます。念のため、ご注意を申し上げます。

入会の申込について

下記の学会ホームページから、法文化学会入会申込書がダウンロードできます。入会を希望される方にお知らせいただければ幸いです。入会に際しては、大学院修士課程以上の学歴・研究歴(在学中を含む)と、会員による推薦が必要です。必要事項を書き込まれましたら、事務局まで郵送下さい。なお、入会には理事会の承認が必要です。

E メール登録および郵送物発送先情報更新のお願い

法文化学会では、現在会員への各種情報の周知をより迅速かつきめ細やかに行うべく、郵送での連絡のみならず、メーリングリスト等のウェブ上での情報周知および連絡体制の整備を行っております。お手数とは存じますが、会員の皆様におかれましては、次のメールアドレスに現在お使いのメールアドレスからメールの送信をお願い申し上げます。

legalculture@g3.xrea.com

従前のアドレス(secretary@legalculture.org)は送受信トラブルが頻発しているため、当面の間使用を停止します。

※メールのタイトルは「法文化学会 E メール登録」と入力いただき、本文にご所属とお名前を記入頂ますようお願いいたします。

※法文化学会に登録しているアドレスから現在に至るまで変更がない方も、念の為メー

ルの送信をお願い申し上げます。

※ここ数年、ご所属や住所等の変更にもなう郵便物の不達が増加しております。上記アドレスにメールを頂く際に、ご所属や住所、電話番号等の変更がある方は、変更後の情報をお知らせいただけますと幸いです。

法文化学会ホームページのご案内

法文化学会事務局ではホームページ www.legalculture.org を運営いたしております。会員の皆様からご意見・ご要望などをお寄せいただけましたら幸いです。会員のみならず、本学会の活動に関心のある非会員の方々への情報提供の場として、このホームページをご活用ください。